

学割証交付願（試験・行事用） 兼発行台帳

学生 番号		学 年	年	フリガナ		年 齢	歳
				氏名			
現住所	〒 - TEL () -						
E-mail	@ [電話連絡がとれない場合に用います]						
使用目的 及び日程	<input type="checkbox"/> 単 位 修 得 試 験 → 月 日 <input type="checkbox"/> 行事他 () → 月 日						
試験等の 実施会場	<input type="checkbox"/> 大 阪 芸 術 大 学 短 期 大 学 部 (大 阪 学 舎 ・ 伊 丹 学 舎) <input type="checkbox"/> 他 ()						
乗車 区 間	往 路 鉄道					
	 バス 線 駅から (経由)					
 船舶 線 駅まで						
	復 路 鉄道					
..... バス 線 駅から (経由)							
..... 船舶 線 駅まで							
種 類	乗車日	/	/	/	/	/	/
	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道
	発行枚数	枚	枚	枚	枚	枚	枚
<p>※ 申請の前に裏面の注意事項を必ずお読み下さい。</p> <p>※ 1枚の交付願で申請できるのは6枚までです。それ以上になる場合は別の交付願を用いること。</p> <p>※ 原則、往復乗車券分の交付としますが、特別な理由により片道乗車券用の学割証を希望される場合は、下記にその理由を記入して下さい。下記に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）添付可。</p> <p>往復乗車券用の学割証で片道乗車券1枚は購入できません。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>							

- * 太枠内のみ記入して下さい。
- * 用紙が不足する場合は、コピーして使用して下さい。本学のホームページからも印刷できます。
- * 返信用封筒（宛名明記・82円切手貼付）を同封して第1種郵便物として送付して下さい。

発行 番号	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道
	契印	契印	契印	契印	契印	契印
受付	作成			発送		

〔申請条件と注意事項〕

- ・この学割証交付願は試験・行事用です。夏期・冬期・春期・週末・学外スクーリングについては、「スクーリングのしおり」に綴じ込んである「学割証交付願（スクーリング用）」を使用して下さい。
- ・学割証の発行は正科生に限ります。各交通機関の規程により科目等履修生・特修生は利用できません。
- ・利用の目的は、本学通信教育部の授業や単位修得に関わる行事（試験・スクーリング・式典・実習・追試験等）に参加するために限り、旅行等の個人的な用途では利用できません。
- ・移動については原則、自宅から本学または本学外で実施するスクーリングや試験会場までの最短経路（原則、往復とも同一の経路）とします。ただし最短経路内において通勤や通学定期券を持っている場合はその区間を除くことができます。
- ・移動にはJR・近畿日本鉄道を利用し、利用区間内において1つの会社線だけで片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えている。（複数の交通機関を乗り継いで利用する場合でも、それらの合計ではなく、1つの会社線で片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えている区間にのみ交付します。片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えない区間は適用外となります。）
- ・JR・近畿日本鉄道以外の鉄道においては、営業キロが100kmに満たないため交付できません。
- ・申請条件を満たしていても、他の割引クーポン・回数券等を利用した方がより経済的な場合があります。詳しくは各自でお調べ下さい。
- ・高速バスや船舶でも利用できる場合があります。利用の可否については申請する前に各自で各交通機関までお問い合わせ下さい。
- ・学割証の有効期間は、試験日やスクーリング受講開始日の10日前から終了日の5日後までです。
- ・申請者の受験やスクーリング受講の許可が確認できた方に対して、乗車券の割引購入のための『学割証』を交付し、提出された返信用封筒にてその宛先へ利用日の14日前をめどに郵送します。座席の指定された列車等への乗車を希望する場合は、学割証の到着を待たずに先に指定券のみ購入して下さい。
- ・諸事情により使用しなかった学割証は、必ず学割係まで返却すること。各交通機関の規程により当該目的以外での使用は禁じられています。
- ・発行者に無断で使用者が記載事項を訂正することはできません。記載事項を訂正したい場合は、発行者に申し出、その箇所に発行者の職印がなければ使用できません。
- ・発行者に無断で使用者が記載事項を訂正した場合やまたそれを使用した場合は不正使用となり、以降の本学での発行を停止いたします。
- ・申請には必ず返信用封筒（学割証のサイズが90×128ミリのため、封筒は長形3号（120×235ミリ）を推奨しますが長形4号（90×205ミリ）でも構いません。必ず宛先を明記し82円切手を貼付のこと）を同封して第1種郵便にて所定の期日までに通信教育部学割係まで提出して下さい。返信用封筒の提出がない場合は送付しません。
- ・学割証を使用して乗車券を購入する場合、学生証の提示を求められますので必ず携帯して下さい。

〔提出期間〕

- ・単位修得試験・新入生ガイダンス・学習相談会で使用する場合は受験地登録受付期間に準じて、試験日の前月の1日～15日までの期間（必着）。ただし、受付締切日の15日が休日の場合はその翌事務取扱日までとする。
- ・行事（式典・実習・追試験等）で使用する場合は、行事日の1ヶ月前から8日前までの期間（必着）。

〔発行枚数と有効期間〕

学割証は原則として自宅から本学または本学外で実施するスクーリングや試験会場までの最短経路の往復乗車券分1枚として発行しますのでたとえ片道2枚での申請であったとしても往復1枚での発行が可能であると判断した場合は、往復乗車券分1枚として発行致します。またスクーリング受講期間が長くなると電鉄会社が定める下表往復乗車券の有効期間を超える場合がありますので、その場合は片道乗車券分2枚の発行となります。

JR乗車券の有効期間は次の通りです。

乗車距離		200km まで	400km まで	600km まで	800km まで	1,000km まで	1,200km まで
有効期間	片道	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	往復	4日	6日	8日	10日	12日	14日

近畿日本鉄道の乗車券有効期間は、往路は使用日当日、復路は往路使用日とその翌日までです。よって往路使用日と復路使用日が3日以上にまたがる場合は片道乗車券分2枚の発行となります。